

三条市と佐川急便株式会社との地域活性化に関する包括連携協定書

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各々1通を保有する。

三条市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり地域活性化に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

令和5年10月12日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

三条市

代表者 三条市長

滝 沢 亮

乙 長野県須坂市大字井上700番地1号

佐川急便株式会社 信越支店

代表者 支店長

外 山 久

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の密接な相互の連携及び協働に基づき、三条市の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項（以下「本連携事項」という。）について連携する。

- (1) 災害対策（地域防災への協力）に関すること。
- (2) 地域の安全・安心に関すること。
- (3) 環境保全の推進に関すること。
- (4) その他地域活性化又は地域課題の解決に関すること。

（連携事項の実施）

第3条 本連携事項の実施については、甲と乙は必要に応じて協議を行い、具体的な取組内容を定め、実施するものとする。

2 乙は、乙のグループ会社が本連携事項の一部を実施することを甲に提案できる。この場合、甲、乙及び当該グループ会社（以下「当事者」という。）間の責任範囲や諸条件については、別途当事者間で協議の上決定するものとする。

3 当事者は、本連携事項の全部又は一部を第三者に委託することができる。なお、当事者は委託先の行為について自らが本連携事項を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

（機密保持）

第4条 当事者は、本協定に関して知り得た相手方の機密情報を本連携事項の履行に必要な範囲を超えて第三者に開示してはならないものとし、本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当事者は、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令等に定めがある場合は、第三者に本協定に関して知り得た情報を開示することができる。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙が本協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により相手方に終了の申し出を行わないときは、本協定は更に1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は甲乙協議して定めるものとする。